

はがきやメールなどによる「架空請求」は無視しましょう

【事例】

『消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』というはがきや『有料動画の未納料金が発生しています』というSMS（ショートメッセージサービス）メールが届いた。

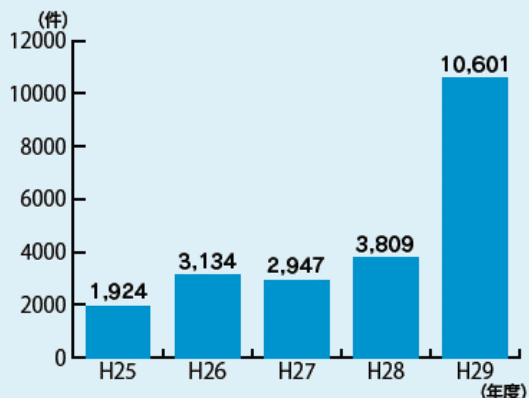
【アドバイス】

いずれも国の機関や消費生活センター、ヤフーやアマゾンなど大手事業者をかたる「架空請求」詐欺です。はがきに書いてある団体名は実在しません。本物の訴訟の通知は、裁判所から普通郵便ではなく配達員から本人に手渡される「特別送達」が届きます。SMSメールは、携帯電話の番号に送信されるメールなので、架空請求事業者が無作為に生成した電話番号に送信している可能性があります。また、パソコンやタブレットにも同様の電子メールが送られている事例があります。

電話や返信をすると個人情報聞き出され、お金をだまし取られてしまいます。絶対に連絡せずに無視してください。

昨年度に、県内消費生活センターなどへ寄せられた相談のうち「架空請求」の割合が、全体の19.6%と急増しました。少しでも「怪しい」「おかしい」と思っ

■ 県内の架空請求に関する相談件数



県消費生活センター「ホットな消費者ニュース」
平成30年8月号より

たら、まずは柳川・みやま消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。

光回線サービスプラン変更は契約先をよく確認してから

【事例 1】

「フレッツ光（NTTが提供する光回線）をご利用の方へ、基本料金500円が無料になる」という電話があった。プランを変更するだけと思ったが、工事に来るといので、訪問を承諾した。後で不安になり、NTT西日本へ電話をすると、「NTT西日本はそのような勧誘をしていない」と言われた。断りたくてもどこに連絡してよいかわからない。

【事例 2】

「フレッツ光をご利用の方へ、これまでより料金が1000円安くなる」という電話があった。工事は必要ないと言われ、プランの変更をするだけだと思い承諾した。1か月後、請求書が届いたことでNTTとは別の会社と契約していたことがわかり、解約を申し出たら違約金1万円を請求された。

【アドバイス】

NTTから回線を借り受けた事業者が光回線サービスを提供することを「光コラボレーション（コラボ光）」といいます。コラボ光を提供する事業者の増加に伴い、当センターに寄せられる相談も増加傾向にあります。コラボ光に変更すると、NTTとの契約ではなくなります。勧誘を受けたら、必ず事業者名、サービス名、連絡先の電話番号を聞き取っておきましょう。

事例1の場合、光回線のオプションである「光電話」の基本料が無料になると勧誘していると思われませんが、光回線の基本料金やプロバイダ料金、オプション料金などが別途必要になります。「無料」という言葉に惑わされず、総額やサービス内容を比較して、検討するようにしてください。



消費者庁イラスト集より

また、契約期間が2年、5年などと決められている場合がほとんどで、事例2のように、契約更新月以外に解約すると、違約金を請求されてしまいます。

電話で承諾した後には必ず事業者から契約内容に関する書面が届きます。書面が届いて8日以内であれば、初期契約解除制度を利用して契約を解除することができます。届いた書面にしっかりと目を通し、勧誘時の説明と違う点などがあれば、早めに消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。